

令和 7 年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	1	16	第 1 編 総則 第 1 章 計画の方針 第 2 節 計画の基本方針 この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。また、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期します。 なお、各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。 また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。	第 1 編 総則 第 1 章 計画の方針 第 2 節 計画の基本方針 この計画は、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明確にするとともに、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって災害に対処するための基本的な計画です。また、各防災関係機関相互の防災対策を緊密かつ円滑に推進するための基本的大綱を示すもので、その実施細目については各機関ごとに具体的な活動計画を別に定め、万全を期します。 なお、<u>この計画に定める予防、応急対策及び復旧・復興対策等については、津市国土強靱化地域計画に示す基本目標を踏まえることとします。</u> 各機関はこの計画の習熟に努め、併せて地域住民に周知徹底を図ります。 また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、その内容を最大限尊重して、津市地域防災計画に定めるよう努めます。 <u>【津市国土強靱化地域計画に示す基本目標】</u> <u>1 人命の保護が最大限図られること</u> <u>2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること</u> <u>3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化</u> <u>4 迅速な復旧復興</u>

No.	頁	行	旧	新								
2	8	5	第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>中部地方整備局 四日市港湾事務所</td><td>(1)～(4) (略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td></td></tr></table>	中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)	(新設)		第2章 防災関係機関 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 <table><tr><td>中部地方整備局 四日市港湾事務所</td><td>(1)～(4) (略)</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター</td><td>(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設</td></tr></table>	中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)	中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)											
(新設)												
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1)～(4) (略)											
中部管区行政評価局 三重行政監視行政相談センター	(1) 被災者への生活支援情報の提供 (2) 専用電話を備えた相談窓口の開設 (3) 特別行政相談所の開設											
3	51	11	第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第5節 消防団による地域防災体制の整備 1 消防団の体制の整備（消防本部） 青年層・女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の確保に努めます。	第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第5節 消防団による地域防災体制の整備 1 消防団の体制の整備（消防本部） 幅広い世代を対象に入団促進活動を行い、消防団員の確保に努めます。								
4	58	15	第7節 災害時における要配慮者への対策 3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部） (1) 災害関連情報の広報 ア (略) イ 津市防災情報メール多言語版の登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。	第7節 災害時における要配慮者への対策 3 外国人市民等への支援（危機管理部、市民部） (1) 災害関連情報の広報 ア (略) イ メール配信システムの登録について、関係機関と連携して推進を図り、迅速かつ正確な情報提供に努めます。								
5	72	19	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第3節 避難を促すための情報提供の充実 3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部） (1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線 イ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メー	第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第3節 避難を促すための情報提供の充実 3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部） (1) 情報提供の手段 ア 同報系防災行政無線 イ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メー								

No.	頁	行	旧	新
			ル（多言語版含む）、エリアメール等） ウ <u>SNS</u>（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。） エ～サ （略）	ル、エリアメール、<u>LINE</u>等） ウ <u>SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）</u>（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。） エ～サ （略） <u>シ 防災アプリ（みえ防災ナビ等）</u>
6	79	16	第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) （略） (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。 《一時避難場所の選定基準》 ア～ウ （略） <u>（新設）</u>	第6節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) （略） (2) 一時避難場所の指定 緊急一時的な避難の場である一時避難場所については、法第49条の4の規定に適合する施設を選定・指定するものとし、併せて、同条に基づく指定緊急避難場所に指定します。 なお、一時避難場所については、緊急一時的な避難場所であり、職員の配備及び食料等の備蓄は行わないものとします。 ただし、土砂災害避難施設、土砂災害避難協力施設については、職員のみでの配備を行うものとします。 《一時避難場所の選定基準》 ア～ウ （略） <u>《一時避難場所の配置に係る考え方》</u> <u>市は、災害発生時に市民等が危険から緊急的に避難し、身の安全を守るため、人口規模や地域特性に関わらず、できる限り多くの場所に配置するものとします。</u>
7	80	5	2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定））</u>」内閣府（防災担当）」	2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、<u>健康福祉部</u>、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「<u>避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）</u>」内閣

No.	頁	行	旧	新
			<u>を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</u> (1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定 （略） 《避難所の選定基準》 ア （略） イ 避難者<u>一人当たりの面積が、概ね2㎡以上</u>であること。 ウ～オ （略） <u>（新設）</u> (2)(3) （略） (4) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 （ア）～（カ） （略） イ 避難住民への支援に関すること。	<u>府（防災担当）」（以下「取組指針」という。）のほか、国が策定する各種計画等を踏まえ、避難所の質の向上を図ることを目的に、以下のとおり取組を進めます。</u> (1) 指定避難所（一定期間避難生活ができる施設）の指定 （略） 《避難所の選定基準》 ア （略） イ 避難者を<u>滞在させるために必要かつ適切な規模のもの</u>であること。 ウ～オ （略） <u>《指定避難所の配置に係る考え方》</u> <u>市は、自ら居住の場所を確保することが困難な被災住民が一定期間滞在する場所等であることを踏まえ、以下の事項を基本的な考え方とします。</u> <u>ア 本市で発生した過去の災害状況を踏まえ、避難所を配置します。</u> <u>イ 主に小学校区単位で設定された区域の公共施設を主として、想定される災害、人口規模や地域特性に応じて、必要な避難所を配置します。ただし、各避難所は、当該区域の住民に限らず、徒歩での避難が可能な場合や避難所の収容人数が超過する場合等には、近隣区域の住民が使用することも考慮します。</u> <u>なお、避難所の配置に当たっては、公共施設のほか、民間施設も含めて必要数の確保に努めます。</u> (2)(3) （略） (4) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 ア 避難所の管理運営に関すること。 （ア）～（カ） （略） <u>（キ） 事務処理機器、通信機器、発電機等の確保</u> イ 避難住民への支援に関すること。

No.	頁	行	旧	新
			(ア)(イ) (略) <u>(ウ)</u> 負傷者に対する応急医療の体制整備 <u>(エ)</u> 避難者への感染症対策 (5) 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、<u>資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。</u> 《備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア 食料・飲料水 <u>キ</u> 給水用機材 イ 生活必需品 <u>ク</u> 救護所及び医療資機材 ウ 通信機材 <u>ケ</u> 仮設トイレ エ 放送設備 <u>コ</u> 仮設テント オ 照明設備 <u>サ</u> 防疫用資機材 <u>カ</u> 炊き出しに必要な機材及び燃料 <u>シ</u> 工具類 《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア マスク <u>ケ</u> 非接触式体温計 イ ハンドソープ <u>コ</u> 使い捨て手袋 ウ 施設用消毒液 <u>サ</u> フェイスシールド エ 手指消毒液 <u>シ</u> 避難所用敷マット オ ウェス <u>ス</u> 感染対策用ガウン <u>カ</u> 簡易間仕切り <u>セ</u> 折りたたみベッド（兼）椅子	(ア)(イ) (略) <u>(ウ)</u> 災害関連死を抑制するための良好な生活環境の体制整備 <u>(エ)</u> 負傷者に対する応急医療の体制整備 <u>(オ)</u> 避難者への感染症対策 (5) <u>避難所における備品の配備</u> 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、<u>特に飲料水や毛布等の生活必需品、簡易間仕切り、プライベートテント、簡易ベッド等のプライバシー確保に必要な資機材、衛生的なトイレ環境について、取組指針に基づき避難所の環境整備のための物資の確保に努めます。</u> 《備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア 食料・飲料水 <u>ケ</u> 簡易間仕切り イ 生活必需品 <u>コ</u> 段ボールベッド ウ 通信機材 <u>サ</u> プライベートテント エ 放送設備 <u>シ</u> 仮設トイレ オ 照明設備 <u>ス</u> 仮設テント <u>カ</u> 給水用機材 <u>セ</u> 防疫用資機材 <u>キ</u> 救護所及び医療資機材 <u>ソ</u> 工具類 <u>ク</u> 炊き出しに必要な機材及び燃料 《感染症対策用備蓄及び配備に準備する主なもの》 ア マスク <u>キ</u> 使い捨て手袋 イ ハンドソープ <u>ク</u> フェイスシールド ウ 施設用消毒液 <u>ケ</u> 避難所用敷マット エ 手指消毒液 <u>コ</u> 感染対策用ガウン オ ウェス <u>サ</u> 折りたたみベッド（兼）椅子 <u>カ</u> 非接触式体温計 <u>シ</u> 連結式パーテーション

No.	頁	行	旧	新
			<u>キ 段ボールベッド</u> <u>ソ 連結式パーテーション</u> <u>ク プライベートテント</u>	
8	94	10	第4章 災害に備える体制の確立 第4節 広域的な応援体制の整備 1 応援協定の締結（各部） 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について応援協定の締結を推進します。 また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。	第4章 災害に備える体制の確立 第4節 広域的な応援体制の整備 1 応援協定の締結（各部） 市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について応援協定の締結を推進します。 また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。 <u>内閣府において創設された被災者援護協力団体に対する登録制度を活用し、登録されたボランティア団体の活動実績等を、広く把握し、必要に応じて協定締結を行います。</u>
9	95	16	4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） <u>（新設）</u> 市は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」により、三重県を通じて要請があった場合、又は被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図ります。 派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。 <u>（新設）</u>	4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部） <u>(1) 応急対策職員派遣制度に基づく支援体制</u> 市は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」により、三重県を通じて要請があった場合、又は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待たず派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図ります。 派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。 <u>(2) 災害対応車両登録制度への登録</u> <u>内閣府が運用を開始した災害対応車両登録制度について、市有車両等のうち対象となる車両等がある場合には、当該制度への登録を積極的に行います。</u>

No.	頁	行	旧	新
10	104	2	第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) 津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄 本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行います。 また、内閣府が構築した「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。 (2) 食料、生活必需品等の調達体制の整備 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。 <u>災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、液体ミルク、生理用品・下着等を調達</u>できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。 また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。	第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部、市民部） (1) 津市備蓄計画に基づく食料、生活必需品等の備蓄 本市の災害用備蓄の基本的な考えを示す、「津市備蓄計画」に基づき、備蓄目標で定める数量の備蓄品目を計画的に整備するとともに、目標に達している備蓄品目についても更新等の整備を行います。 また、内閣府が構築した「<u>新物資システム（B－P L o）</u>」や本市の「津市総合災害情報管理システム」等も活用しながら、備蓄物資の確認や管理等、大規模災害時に速やかな物資支援が実施できるよう、平時から準備に努めます。 (2) 食料、生活必需品等の調達体制の整備 災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。 <u>特に要配慮者が必要とする育児、介護、医療用品や日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ等が調達</u>できるよう、市内の販売業者と協定の締結を進めます。 また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受入れ及び応援を行うものとします。
11	106	23	第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備 3 し尿処理体制の整備（環境部、上下水道事業局、上下水道管理局、危機管理部） (1)(2) （略）	第5節 消毒・保健衛生・災害廃棄物の処理体制の整備 3 し尿処理体制の整備（環境部、上下水道事業局、上下水道管理局、危機管理部） (1)(2) （略）

No.	頁	行	旧	新
			(3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～オ (略) <u>(新設)</u> (4) 協力体制の確保	(3) 仮設トイレ等の配置計画 ア～オ (略) (4) 相互応援 <u>「災害用移動式トイレトレーラー」を購入したことで、トイレトレーラーを保有する他市町村との相互支援ネットワークに加入し、県外等を含め迅速に相互支援ができる体制を確立します。</u> (5) 協力体制の確保
12	113	24	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)(2) (略) (3) 情報の共有化 市及び防災関係機関は、平素から各種連絡手段を活用して情報共有を図ります。また、各機関との協議に基づく情報連絡員（リエゾン）等を相互に派遣し、より緊密な情報の連携を図ります。	第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第3節 災害情報の収集・伝達 1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所） 災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。 また、大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家やインターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。 (1)(2) (略) (3) 情報の共有化 市及び防災関係機関は、平素から各種連絡手段を活用して情報共有を図ります。また、各機関との協議に基づく情報連絡員（リエゾン）等を相互に派遣し、より緊密な情報の連携を図ります。 <u>三重県防災情報通信システムを通じて新総合防災情報システム（SOBO-WE B）へ情報提供を行うことによ</u>

No.	頁	行	旧	新
				<u>り、国・県・関係機関等との情報共有を行います。</u>
13	123	12	第6節 広報活動 3 広聴活動の実施（市民部） (1)～(3) （略） <u>（新設）</u>	第6節 広報活動 3 広聴活動の実施（市民部） (1)～(3) （略） <u>(4) 中部管区行政評価局三重行政監視行政相談センターが特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設等）を実施する場合、連絡・調整を図り、協力します。</u>
14	147	7	第8節 避難対策活動 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） (1) 避難空間 アイ （略） ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)(イ) （略） (ウ) 福祉避難所 福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。 また、福祉避難所は、要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用し	第8節 避難対策活動 1 1 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部） (1) 避難空間 アイ （略） ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。 (ア)(イ) （略） (ウ) 福祉避難所 福祉避難所は、大規模な災害が発生した際に、指定避難所では避難生活に支障が想定される介助や見守り等の特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦などの要配慮者を対象に、資格を有した専門職員を配置することにより安心して避難生活を送ることができる避難所です。 また、福祉避難所は、要配慮者のうち、一部介助が必要な方を対象に公共施設を活用した拠点福祉避難所と、常時介助が必要な方を対象に民間の社会福祉施設を活用し

No.	頁	行	旧	新
			た指定福祉避難所に区分します。 拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で、津市社会福祉事業団、津市社会福祉協議会と連携し運用を開始します。 なお、今後も総合支所を単位として各地域に一箇所程度の整備を進めていきます。指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努め<u>ます。</u>	た指定福祉避難所に区分します。 拠点福祉避難所については、災害対策基本法上の福祉避難所として位置づけ、垂水地内の公共施設である、たるみ子育て交流館、たるみ作業所、たるみ老人福祉センターの福祉施設3箇所で、津市社会福祉事業団、津市社会福祉協議会と連携し運用を開始します。 なお、今後も総合支所を単位として各地域に一箇所程度の整備を進めていきます。指定福祉避難所については、施設管理者との連携の下、受け入れ時の避難者の移送や受け入れ方法に係る協議を進め、対象となる要配慮者が安全に避難できる体制づくりに努めるとともに、<u>災害発生時においては、国が構築している災害時情報共有システムや災害時保健福祉医療活動支援システム(D24H)を活用し、施設の被災状況や支援ニーズ等の迅速な情報収集に努め、適切な支援につなげていきます。</u>
15	148	1	1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ （略） エ 避難の運営は、次の事項に留意して行います。 （ア）（イ） （略） （ウ） 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保 （エ）～（カ） （略） <u>（キ）</u> 避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルー	1 2 避難所の管理運営（危機管理部、市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者） (1) 避難所の運営 ア～ウ （略） エ 避難の運営は、<u>取組指針を踏まえ</u>、次の事項に留意して行います。 （ア）（イ） （略） （ウ） 避難所における生活環境、避難者の<u>居住スペース及び</u>プライバシーの確保 （エ）～（カ） （略）

No.	頁	行	旧	新
			ルやマナーの周知 <u>(ク)</u> 感染者等用の専用のスペースやトイレの確保、（やむを得ず同室とする場合は、）パーテーション、テントの設置などの感染症対策の実施 (ケ) (略) オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。 <u>(新設)</u> <u>(2)</u> 避難所における感染症対策	<u>(キ)</u> 発災段階に応じたトイレの確保、感染者等用の専用のスペースやトイレの確保、（やむを得ず同室とする場合は、）パーテーション、テントの設置などの感染症対策の実施 <u>(ク)</u> 避難所の施設環境に応じてペットの同行避難に備えたスペースの確保及び他の避難者にも配慮した避難所でのルールやマナーの周知 (ケ) (略) オ 避難所は、情報提供、食料、飲料水の配布を行うなど在宅避難者の支援の拠点とします。 <u>カ 避難所のニーズ等に応じて、内閣府が運用する災害対応車両登録制度及び本市独自の他自治体との相互支援体制を活用して、トイレトレーラーやキッチンカーなどの災害対応車両の要請及び受入れ等の調整を行い、避難生活環境の改善に努めます。</u> <u>(2) 生活環境の充実</u> <u>避難所における生活環境の整備のため、取組指針に基づき優先順位を考慮して、男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場・授乳室・休養スペースの設置等によるプライバシーの確保のほか、入浴及び洗濯の機会、子どもの遊び場や学習のためのスペース等が確保できるよう努めます。</u> <u>《取組指針で示されているもの》</u> <u>ア 居住スペース： 1人当たり最低3.5㎡</u> <u>イトイレ： 発災後初期段階は50人に1基、中期段階で20人に1基、女性用と男性用の割合が3：1</u> <u>ウ 入浴設備（シャワー、仮設風呂等）： 50人に1基</u> <u>(3) 避難所における感染症対策</u>

No.	頁	行	旧	新
			(3) 避難所の閉鎖	(4) 避難所の閉鎖
16	152	10	第9節 消防救急救助活動 3 消防団活動（消防本部） <u>消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの消火・救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動に当たります。</u>	第9節 消防救急救助活動 3 消防団活動（消防本部） (1) 消防活動 ア <u>風水害等より被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防団員を招集し、消防団本部及び各方面団本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防団員を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。</u> イ <u>消防団は、消防本部、警察、自衛隊等が到着するまでの間は可能な限りの救急・救助活動に努め、到着後は後方支援活動に当たります。</u> ウ <u>消防団は、被災現場へ投入される県内外からの消防応援部隊を必要に応じて被災現場への誘導を行います。</u> エ <u>災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、消防本部と連携して通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。</u> (2) 資機材の調達等 <u>消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。</u>
17	163	4	第13節 飲料水の確保、調達 2 給水体制の確立（上下水道事業局、上下水道管理局） (1)～(4) （略） (5) 給水場所 大規模断水時の給水場所は、避難所とします。 ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。 また、<u>拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必</u>	第13節 飲料水の確保、調達 2 給水体制の確立（上下水道事業局、上下水道管理局） (1)～(4) （略） (5) 給水場所 大規模断水時の給水場所は、避難所とします。 ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。 また、<u>災害時の医療施設については、大量の水が必要となる</u>

No.	頁	行	旧	新
			<u>要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。</u>	<u>透析医療施設を含め、「災害時医療施設応急給水マニュアル」に沿って、優先的に水道水の運搬を行います。</u>
18	165	17	第 1 4 節 食料の確保、調達 1 応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所） (1)(2) (略) (3) 応急食料の調達 ア (略) イ 必要に応じ、<u>その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者</u>からも必要な食料を調達します。 ウエ (略) オ 食料の調達は、<u>食物アレルギーに配慮が必要な方を把握した上で行います。</u>	第 1 4 節 食料の確保、調達 1 応急食料の調達体制の確立（市民部、商工観光部、各総合支所） (1)(2) (略) (3) 応急食料の調達 ア (略) イ 必要に応じ、<u>津市商工会議所等の会員（その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者）</u>からも必要な食料を調達します。 ウエ (略) オ 食料の調達は、<u>メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者及び食物アレルギーのある方に対する配慮、複数メニューの提供等、質の確保について配慮します。</u>
19	167	12	第 1 5 節 生活必需品の確保、調達 1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部） (1)(2) (略) (3) <u>支給品目</u> <u>被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。</u>	第 1 5 節 生活必需品の確保、調達 1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部） (1)(2) (略) (3) <u>調達</u> <u>ア 市は、事前に生活必需品の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、生活必需品の調達を行います。</u> <u>イ 津市商工会議所等の会員業者（その他の生活必需品を取り扱う卸売業者、小売業者、製造業者）等からも必要な生活必需品を調達します。</u> <u>ウ 市において、生活必需品の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。</u>

No.	頁	行	旧	新
			<u>(新設)</u> (4) 生活必需品の調達状況の把握 市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。	<u>エ 調達した生活必需品は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受入れ仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて直接各避難所等へ配送します。</u> (4) 生活必需品の供給 <u>被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、衛生用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって供給します。</u> (5) 生活必需品の調達状況の把握 市は、<u>協定を締結している業者のほか、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。</u>
20	167	19	2 物資の受入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） 大規模災害発生時には、市外・県外から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。 <u>国からのプッシュ型の物資支援</u>や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。 (1) (略) (2) 物資の受入、集積及び配分 市外・県外から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。	2 物資の受入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） 大規模災害発生時には、市外・県外・<u>国</u>から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。 <u>これらの支援物資</u>や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。 (1) (略) (2) 物資の受入、集積及び配分 市外・県外・<u>国</u>から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。
21	198	16	第25節 災害時における要配慮者への支援 1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）	第25節 災害時における要配慮者への支援 1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）

No.	頁	行	旧	新
			(1)(2) (略) <u>(新設)</u>	(1)(2) (略) <u>(3) 福祉サービスの提供</u> <u>福祉関係職員に加え、福祉関係者や保育士、社会福祉士等の協力も得て、多様な主体が連携して、避難所や避難所外避難者の滞在場所を巡回するなどし、避難者に必要な福祉サービスや支援情報の提供に努めます。</u>
22	201	23	第26節 災害ボランティアの受入れ 4 ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部） 災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部 <u>並びに</u> みえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。	第26節 災害ボランティアの受入れ 4 ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部） 災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部 <u>及び</u> みえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。 <u>また、必要に応じて、国に登録された被災者援護協力団体に対し、市災害対策本部を通じて救助業務等への協力依頼を行います。</u>

No.	頁	行	旧	新
23	204	9	第 2 8 節 災害救助法の適用 2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所） (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (ア)～(エ) (略) (オ) 被災者の救出 <u>(カ)</u> 被災した住宅の応急修理 <u>(キ)</u> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 <u>(ク)</u> 学用品の給与 <u>(ケ)</u> 埋葬 <u>(コ)</u> 死体の搜索及び処理 <u>(サ)</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	第 2 8 節 災害救助法の適用 2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所） (1) 救助の種類と実施権限の委任 ア 災害救助法による救助の種類 (ア)～(エ) (略) (オ) 被災者の救出 <u>(カ)</u> 福祉サービスの提供 <u>(キ)</u> 被災した住宅の応急修理 <u>(ク)</u> 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 <u>(ケ)</u> 学用品の給与 <u>(コ)</u> 埋葬 <u>(サ)</u> 死体の搜索及び処理 <u>(シ)</u> 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去